

かすみがうら市議会総務委員会会議録

令和2年7月6日 午前9時56分 開 議

出席委員

委員長	川村成二
副委員長	宮嶋謙
委員	鈴木良道
委員	来栖丈治
委員	櫻井健一

欠席委員

なし

出席説明者

総務部長	木村俊夫
消防長	片岡修
企画監	大和田浩
税務課長	元木義和
納税課長	齊藤健
警防課長	島田繁
納税課長補佐	宮本満

出席書記名

議会事務局 澤田幸一

議 事 日 程

令和2年7月6日（月曜日）午前9時56分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 市税等の納付における電子決済システムの導入について
 - (2) 令和2年分の申告相談会場について
 - (3) かすみがうら市地域防災計画の改定について
 - (4) 令和元年災害概況について
 - (5) その他
3. 閉 会

開 議 午 前 9 時 5 6 分

○川村成二委員長

おはようございます。

定刻前ではございますが、全員おそろいですので、会議を進めていきたいと思えます。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから総務委員会を開きます。

書記を指名します。議会事務局、澤田係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、(1) 市税等の納付における電子決済システムの導入についてを議題といたします。

説明を求めます。

○総務部長（木村俊夫君）

本日は、総務委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

市税等の納付における電子決済システムの導入につきまして、納税課齊藤課長よりご説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○納税課長（齊藤 健君）

市税等の納付における電子決済システムの導入につきまして、資料に沿ってご説明いたします。

近年、市税及び料金等の納付方法はスマートフォン決済アプリを利用して、納付書に印刷されているコンビニ納付用バーコードを読み取ることで、銀行などに行くことなく、いつでも、どこでも簡単に税金を納付することができます。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う新しい生活様式への対応や、納付窓口の拡充を図るため、電子決済システムを本年10月1日から導入いたします。

決済アプリは、県内で多数の自治体が採用しているPayPay、LINE Pay、PayBの3社になります。費用については、導入費や維持費は発生しませんが、コンビニと同様に、1件税抜き57円の手数料が発生いたします。

納付可能な税等は、市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料になります。

今後のスケジュールにつきましては、7月に市議会にご説明した上で、8月以降は地銀ネットワークサービス(株)との契約を締結し、事前に広く市民の皆様にご周知を図りながら、10月1日から運用を

開始いたします。

次のページは、県内の事例でございます。多くの自治体が導入しております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等は、ございませんか。

○来栖丈治委員

いわゆるこの3社を利用して電子決済システムを導入するということですが、政府が行っている地方税の納税システムとは異なるものですか、一緒のものですか。確認したいと思います。

○納税課長（齊藤 健君）

政府が導入しています納税システムというものは把握していませんが、今回導入したものは、県内の約半分以上の自治体と県がこの3つのアプリを使っています。県税と市税は深い関わりがございますので、同じようにシステムを使わせていただきました。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午前10時00分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前10時06分]

○来栖丈治委員

この電子決済システム、ネット等で調べてみると、国が主導で、知事会とか市町村会まで入って、システムを構築されているのか、構築中なのか。ちょっと私も分かりませんが、地方税をそういう形で納めるということになっていると思いますけれども、そのシステムの流れと、私どもの市で、今、進めようとしている電子決済システムというのは、同じものなのか。そうではない異質で別々に機能するものなのか。その辺のところ、教えていただければと思います。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午前10時08分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前10時08分]

○納税課長補佐（宮本 満君）

ただいまの来栖委員の質問に対して、お答えをさせていただきます。

来栖委員がおっしゃっている内容につきましては、市・県民税で納付方法が2種類ありまして、普通徴収として自営業者などの実費で納める場合と、特別徴収として給与所得者が納める会社天引きの2種類の方法がありますが、委員がおっしゃっている内容は、恐らく給与所得者に対して、e L T A X等のシステムを推進して納めてもらうものと認識しております。

また、今回の電子決済システムはそれとは異なりまして、窓口の拡充という観点から、進めてまいりたいと考えています。

○櫻井健一委員

現在、銀行引き落としをされている方は、このP a y P a y決済をしたいという場合は、事前に申入れをしないといけないのでしょうか。

○納税課長補佐（宮本 満君）

ただいまの櫻井委員の質問にお答えいたします。

口座振替を登録している方には、電子決済で事前に納めてしまうと二重払いになってしまうので、口座振替を廃止した上で、電子決済という形になろうかと思えます。

○櫻井健一委員

廃止の手続きを先にして、P a y P a y で払いたいという意向を事前に登録して、市に登録というか窓口等で手続きをしてから使わないと二重になるということですね。

○納税課長補佐（宮本 満君）

口座振替の引き落としが、納付期限、例えば6月30日でしたら6月30日当日に引き落としになりますので、銀行に行ってください、申込書と同様に廃止届にもなっているので、そちらに口座引き落としを廃止する手続きを事前にした上で、電子決済で納付という形になろうかと思えます。

○川村成二委員長

暫時休憩します。 [午前10時10分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前10時11分]

○納税課長補佐（宮本 満君）

今回導入する電子決済システムにつきましては、納付書についているコンビニ用のバーコードをそのまま読み取って納めるという手法でございますので、スマートフォン等で納めてもらえますので、銀行に行く手続きとかそういったものはなく、自宅等、どここの場所でもスキャンして支払いのボタンを押すと、納めてもらえることとなります。

○宮嶋 謙委員

ソフトウェアを入れる必要があるわけですね。だから、実際に納税者側の立場として、どう利便性が高まるのか。絵的に説明したような資料があると分かりやすいのかなと思えます。実際にコンビニに持って行って、現金ではなくて、電子決済のバーコード決済でやりたいという人もいるかも知れないし、その辺がちょっと混乱してしまうと思えますので、どういう使い勝手ができるのかということ、チャートみたいなものとか、絵で分かるようなものとか、簡単にまずは議員の皆さんにも理解できるようなペーパーが1枚あるといいのかなと思えますが、いかがですか。

○総務部長（木村俊夫君）

10月1日から運用を開始するというので、それまでに周知の期間を設けさせていただきます。その中には、今、委員がおっしゃられた使い方、もしくはそのアプリの導入の仕方、そういったところを整理して、分かりやすい形で周知を図っていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午前10時14分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前10時16分]

○宮嶋 謙委員

今、いろんな決済システムが広がりつつあって、一般市民の方も使い方に必ずしも通じている方ばかりではないと思えますので、いろんな使われ方が想定されると思えますので、その辺をちょっと、こういう場合はこうですよというようなQ & A的なものを入れた資料、分かりやすい資料をつくっていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○総務部長（木村俊夫君）

かしこまりました。そういう形で資料をつくりたいと思えます。

今後も、例えば住民票の手数料であるとか上下水道料金であるとか、幅を広げていく段階で、徐々に使い勝手、もしくはクレジットカードも使えるような形とか、そういうものも研究して広げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○宮嶋 謙委員

もう一つ、一般的に窓口で支払うと受領印をもらいます。このシステムで、自宅で行った場合、その受領した証明というのはどうなるのでしょうか。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午前10時18分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前10時18分]

○納税課長（齊藤 健君）

コンビニと同じで、私どものほうで速報で内容が分かります。ただ、先ほど言われたとおり証明書は出ませんので、納税課に話していただければ、こちらで証明書を出せると思っております。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午前10時19分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前10時24分]

○川村成二委員長

ここで、議事進行を副委員長と交代させていただきます。

<委員長交代>

○川村成二委員

この電子決済システムの導入ということだけを見ると、行政の窓口で電子決済システムを使えるのかなという理解をしてしまう方も多と思うんです。実際、市の窓口で住民票を取ったり、いろんな手続きをしたときに、市でこういう電子決済システムは導入されるのでしょうか。

○宮嶋 謙副委員長

暫時休憩いたします。 [午前10時24分]

○宮嶋 謙副委員長

会議を再開いたします。 [午前10時26分]

○総務部長（木村俊夫君）

電子決済システムの導入というような形で、私のほうでは説明させていただいたのですが、いろいろとやはり語弊を招くようなことになってしまいますので、システム等、これからもどんどん増やしていきたいと思っております。その段階で様々な修正をするということで、今回につきましては、電子決済システムを導入みたいな形での周知は、修正をさせていただいて、別な形で皆様方に周知をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○宮嶋 謙副委員長

委員長を交代します。

<委員長交代>

○川村成二委員長

委員長職に戻ります。

それでは、この市税等の納付における電子決済システムの導入については、やはりいろいろ市民か

ら疑問等が出てきますので、分かりやすい資料をつくって説明をしていただく。その前に、まず議員に対して説明していただいて、課題解決をまとめていただくということで進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○総務部長（木村俊夫君）

そのような形で進めさせていただきます。よろしくをお願いします。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで、説明員の交代をお願いいたします。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午前10時27分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前10時28分]

次に、(2) 令和2年分の申告相談会場についてを議題といたします。

それでは説明を求めます。

○総務部長（木村俊夫君）

引き続き、令和2年分の申告相談会場の変更案につきまして、税務課元木課長よりご説明を申し上げます。

○税務課長（元木義和君）

それでは、私から、簡単に説明させていただきます。

(1) 令和元年分の申告相談会場については、働く女性の家、あじさい館、千代田庁舎、それぞれ右に示した申告期間で、それぞれの人数の申告相談を受けました。

(2) 令和2年分の申告相談についての案ですが、申告相談受付期間は、2月12日から3月15日まで。

(3) 令和2年分の申告相談会場についての案ということで、こちらが変更になるところですが、まず、働く女性の家で前半1週間程度申告相談を受けまして、その後、あじさい館と千代田庁舎の2カ所で行っていた申告相談を、かすみがうらウエルネスプラザ1カ所で行いたいと考えております。場所につきましては、下の図面に書いてございますが、健診室・研修室の101号室と102号室、1階ですが、こちらを申告会場にしまして、待合コーナーを待合室として利用したいと考えております。

こういった結論に至った経過としましては、2カ所で行いますと、税務課の職員が、全体で10名しかおりませんので、こちらに残って、それぞれの会場、そしてほかの課からの以前経験した職員、それから、入庁後3年以内の職員の協力を得て何とか回していたわけですが、やはり入庁後3年以内の職員については、経験がありませんので、受付とか簡単な申告を受けてもらうようにしていました。やはり相手方から質問されたときに、なかなか答えられないといった場合もありまして、税務課の職員がそこに行って付きっきりになるというようなことにもなりますので、今年度からは、ウエルネスプラザ1カ所にしていただいて、両方の場所で12名ぐらいずつ配置していた職員を、ウエルネスプラザで15名から16名程度で、経験者のみを依頼しまして、申告相談をこなしていきたいと考えております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

期間中の健診というのは、どういうふうにされるのでしょうか。

○税務課長（元木義和君）

そちらの期間については、取りあえずウエルネスプラザと相談しまして、1階の健診室については、申告相談で使わせていただくということで仮予約をさせていただいておりますので、その期間は重なるようなことはないかと伺っております。

○来栖丈治委員

これまで、あじさい館で行ってきた部分、2,277名と多いわけですが、そこをウエルネスプラザに移す理由というのを教えてください。

○税務課長（元木義和君）

先ほどもちょっと説明させていただいたのですが、やはりあじさい館と千代田庁舎2カ所で行いますので、職員の協力を得るのがなかなか大変です。新人の職員、入庁後3年の職員などをあてて受付とか簡単な申告を受けてはもらっていたのですが、納税者は、前経験があり分かる人だと思っという聞かれます。それがちょっと違って、税務課の職員呼んできてということで、なかなか申告相談の進みが遅いということもあります。働く女性の家については、近隣の方で歩いて来られる方がかなりの数おります。あじさい館と千代田庁舎については、どちらも大体の方は車で来ていただくしかない。1カ所にすれば、間違いのないと言いますか、経験者だけで何とか申告期間をこなせるでしょうか、そうすれば申告相談のペースも上がるでしょうし、そうしたいろいろな状況を勘案すると、1カ所で行ったほうがいいのではないかとということで、ウエルネスプラザが改築される時にも、パソコンの設置とか電子関係、LAN回線とかそういったものができるように場所は取っていただきたいということを話しておりました。大変場所が遠くなるという方もいらっしゃいますけれども、できれば税務課としては、今年度から1カ所で経験者のみを頼んで申告相談を行いたい、そういう考えです。

○来栖丈治委員

1カ所でのというのは、結局、千代田庁舎とあじさい館に分けていた部分ということなのか。私が思うには、やはり遠くなるということのほうが非常にマイナス面が大きいのかなと感じています。現実的に1カ所といっても、あじさい館で行くと、千代田地区だけしかこの時期は行わないから、遠くなってしまふから真ん中に寄せたという感じでしょうか。

○税務課長（元木義和君）

あじさい館と千代田庁舎、同じ期間行っておりますので、別々に1カ所ずつではなくて、2月26日から3月16日までは、あじさい館も行いますし、千代田庁舎も行っている。両方に職員を12名から13名程度協力を得て配置しているわけですが、やはり混む日もあれば空いている日もある。その辺の調整も難しい。1カ所にして15名から16名程度に絞って行えば、何とかこなせるのではないかとというような税務課内部での話がありまして、1カ所で行ったほうが知恵も集まるし良いのかなと考えております。

それと、税務署からは、今、パソコンとかスマートフォンで自宅で申告相談ができるようになっておりますので、そういったことも積極的に利用していただくことをPRしていただきたいということも言われております。うちのほうの最終的な考えというか、職員を頼む人数がなかなか大変ですので、1カ

所だと人数が少なくて濃い内容の申告ができるのではないかとということで、お願いしたいと思います。

○宮嶋 謙委員

あじさい館と千代田庁舎を合わせて4,000名を1カ所で行うというのは、無理があると思うんです。それで、経験のある対応のよく分かる人だけで行うというお話ですけれども、経験のある人を増やして行くなら分かるよ。同じ人数だから、2カ所でやったって1カ所でやったって同じでしょう。応援を頼んで、経験の浅い人に難しい話が当たると困るということを言っていましたけれども、そういう人は、受付とか誘導とかそういう方向で働いていただいて、ベテランは、税務相談そのものに特化するとか、そういう工夫をすれば、人数は減らすと逆効果になってしまうと思うんですよ。

市民の立場から言えば、2カ所で行っていたものを1カ所で行ったら待ち時間だって増えるだろうし、遠くなるだろうし、利便性は一つもないですよ。それはもう市役所の勝手な都合と言われてしまいます。これは改めたほうが私はいいと思いますけれども、どうでしょうか。

○税務課長（元木義和君）

あじさい館と千代田庁舎2カ所で行いますと、両方で12名から13名程度なので、マックス26名程度1日必要になってきてしまいます。ウエルネスプラザで行うと、大体16名いれば、パソコン8台ずつ置くと16名いて、そのほか受付とか入れて20名ぐらいいれば、1日当たりマイナス6名になるわけです。それを今まで新人の方にいろいろお願いした部分を、経験者だけで回して、マイナス6名になってもその部分是对応できるだろうという考えです。1カ所、2カ所に結局20数名ずつ、全体26名ぐらい配置していますと、混む日もあれば混まない日も、いろいろな課から協力を得ていますので、自分の仕事も帰って残業やらなくてはならない職員もいますので、できるだけ税務課への協力日数は、大体3日から5日を経験者の方にはお願いしている。新人の方はやはり5日間ぐらいお願いしているので、その新人をお願いしている5日分だけを除けば、26名を1会場17間から18名ぐらいの人数にすれば、何とか1カ所で回せるのではないかとこの考えです。

○宮嶋 謙委員

私が言いたかったのは、待たせる心配はないですかということなんです。

○税務課長（元木義和君）

今現在も、やはりそういう日はあります。霞ヶ浦地区と千代田地区も日にちによって、例えば千代田地区だったら稲吉地区とか新治地区、七会地区というふうに日程を割り振りしています。しかし、その地区の方が必ずその日しか受けられないというわけではないので、例えば雨なんか降ってしまうと、農業の方なんかはできないから今日やっちゃおうかというって、集中的に混む場合もあります。なかなか難しいところですけども、今のやり方ですと、午前中80名来たら午前の受付は終わりにして、例えば11時ぐらいに来た方で80名を越えるといった場合には、午後1番の受付ができますということで、午後1時に来てもらうとか、そういった対応をしている状況です。

○宮嶋 謙委員

それは2カ所で行ってる状況で、そういう状況を1カ所にまとめて人数も減ったら余計そうなるでしょうという話をしているんです。納税を促進するわけでしょう。いかに払いやすくするかということが、我々の責任ではないですか。それを納めにくくしてどうするんですか。

○税務課長（元木義和君）

決して、納めにくくということもないのですが、1カ所ウエルネスプラザだと駐車場の問題も特別いっぱいになって使えないとか、そういう話もなくなるのではないかなと考えております。

税務課を経験した人だけで回せば、申告者相談も1人当たりにかかる時間というのは、やはり人に

よって申告内容は全然違いますが、かかる場合もあるし、かからない場合もあります。それは、申告に来ていただいたときに、皆さんに時間については何時という確認はできませんが、なるべく早く午前中にできるようにしますとか、そういった回答をしていますので、人間的な部分もあって、できれば1カ所で税務課では行いたいと考えております。

○川村成二委員長

ここで、議事進行を副委員長と交代させていただきます。

<委員長交代>

○川村成二委員

市民のメリットを具体的に説明してください。

○税務課長（元木義和君）

市民のメリットとしましては、まずは税務課経験者のみの受付になりますので、例えばこれどうなんでしょうか、これ引けますかといったときに、税務課の職員ではなく、入庁3年以内の職員だったら全く分からないので、それを後ろで総括している税務課職員がいるのですが、その職員に聞いて対応したりとかして時間がかかっていた部分があります。

○宮嶋 謙副委員長

暫時休憩いたします。 [午前10時44分]

○宮嶋 謙副委員長

会議を再開いたします。 [午前11時03分]

○税務課長（元木義和君）

今回は、市民の納得できるような説明ができなくて申し訳ないのですが、ご指摘いただいた部分をもう少し検討し、もう一度協議したものを提出したいと思います。

○宮嶋 謙副委員長

委員長を交代します。

<委員長交代>

○川村成二委員長

委員長職に戻ります。

やはり今までの説明だけでは、回転率がアップするということでは、市民に対する大きな効果にはなかなかかなりにくい部分もありますので、さらに十分検討していただきたいと思います。

委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで、説明員の交代をお願いいたします。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午前11時04分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前11時08分]

次に、(3) かすみがうら市地域防災計画の改定についてを議題といたします。

それでは説明を求めます。

○総務部長（木村俊夫君）

今回、県の地域防災計画の見直しに伴いまして、市の防災計画の見直しを行うこととしてございます。これらの内容につきまして、危機管理担当、大和田企画監よりご説明を申し上げますのでよろしくをお願いします。

○企画監（大和田 浩君）

市の地域防災計画の改定につきましてご説明いたします。

本件は、市の地域防災計画を令和元年11月に改定された県の地域防災計画に合わせた修正をするとともに、市の災害対策本部の組織を、災害に対応する業務内容に合わせた対策部・班編成から、現有の行政組織を基本とした部・班編成に見直し、それに合わせて各班の事務分掌を見直したこと、職員の動員体制について見直したこと、各種データの経年変化について修正すること等について報告するものであります。

修正についての思考過程であります。左から現有の地域防災計画に対して、県の地域防災計画の改定内容を反映させるとともに、市の災害対策本部組織等の見直し、職員動員体制の見直し、経年変化による更新、文章の平易化や表記の修正を実施し、令和2年度市地域防災計画の修正案について案出しております。

まず、茨城県地域防災計画改定の概要であります。改定の背景としては、1つ目として、平成30年7月豪雨の教訓を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に係る国の防災基本計画の改定。2つ目としましては、県の最新の取組を計画に位置づけるというものであります。

主な改定項目としましては、水害・土砂災害からの避難対策の推進、大規模災害への備えの強化、そして、防災体制の強化となっております。

次に、市の地域防災計画の改定の主な内容ですが、共通事項としましては、県の地域防災計画の改正に合わせた内容の修正、市組織の改編による課名の変更などによる修正、表記を修正するとともに文章の一部を分かりやすく修正、市の現況などの各種データを最新の情報に更新、そして、複数の編で同一の記述のあるものにつきましては、努めて記述を省略して参照するというようにしております。

次に、各編ごとの主要な改定内容の概要であります。第1編総則におきましては、県の地域防災計画の改正により、配備基準を修正しております。内容につきましては、第2編、第3編のときに説明をいたします。

第2編風水害対策におきましては、第2章、災害応急対策計画の第2節、動員計画におきまして、災害対策本部組織及び各部等の事務分掌の見直し、職員動員体制の基準の見直し。第11節の避難計画におきましては、指定避難所の追加・修正及び福祉避難所の追加をしております。

第3編震災対策につきましては、第2章、震災応急対策計画の第2節、動員計画におきまして、第2編と同様に、災害対策本部組織及び各部等の事務分掌の見直し、職員動員体制の基準の見直しをしております。

次に、修正の内容について説明をいたします。

災害対策本部組織の見直しにつきましては、目的は、災害対応業務における各部長等の本部員の責任を明確にし、災害対応に関する指揮、指導を容易にするため、災害対策本部組織を対策部班組織から現有部組織に変更する。また、それに伴い各部等の事務分掌を見直すであります。

見直し案の利点・欠点であります。まず利点としましては、各部長等の本部員の災害対策業務に

おける責任が明確化し、職員に対する指揮・指導が容易になります。また、現有編成での対応のため、災害対応業務から通常業務に逐次移行が容易になるものと考えます。

欠点としましては、各部ごとに同一内容の業務がありますので、全体として統制が取れない可能性があります。また、部ごとに災害対応業務の内容に繁閑の差があるため、災害対応業務の忙しい部と忙しくない部ができてしまう可能性があります。

対策・処置としましては、同一内容の業務につきましては、本部会議でよく調整し、各部の業務に統制が取れるようにします。また、災害対応時の人員につきましては、本部会議で調整を実施し、災害発生時に人員の余裕のある部から多忙な部に人員を差し出すようにします。

図の左側が現在の災害対策本部組織で、右側が改定案です。

災害対策本部の下部組織を対策部組織から現有の部等の組織に見直しており、その間に横出しで災害対策本部事務局を設けております。

各部・班の事務分掌につきましては、表のとおりとなっております、左側が現在の事務分掌、右側が改定案であります。

次に、災害対策本部の責任者等の見直しであります。現在の計画では、各部長等の本部員に関する記述がなく、各対策部の責任者として各課長等が記載されております。このため、まず各部長等の権限を追記し、各班の責任者と次責任者について表示しました。なお各部長の指揮統制する人員につきましては、現有所属人員のほか、災害対策業務実施に当たり、他の部等から支援を受けている人員についても、指揮統制するとしております。

左の表が現在の責任者を示しており、右の表が改定案であります。

次に、職員動員体制の基準の見直しですが、第2編風水害対策につきましては、第8節の水防計画のタイムラインに合わせて、霞ヶ浦と恋瀬川の水位を明記し、タイムラインの水位に合わせて、非常体制を第1と第2に分け、その際の配備人員について修正しております。

第3編地震対策につきましては、県の地域防災計画の改定に合わせて、配備基準の東海地震とありますのを、南海トラフ地震に関するものに変えております。

次に、指定避難所の追加、修正ですが、新型コロナウイルス感染症対策としまして、指定避難所を増やして対応するため、3番の新治児童館を追加、7番の下稲吉小学校は空き教室2室を、16番の霞ヶ浦北小学校は放課後児童クラブ室3室を追加して収容能力を強化しております。18番のウエルネスプラザと25番の働く女性の家につきましては、新たに指定をしております。なお、15番の歴史博物館収蔵施設は、旧安食小学校からの名称変更となります。

全体として、収容能力として、面積で1万5617平方メートルから、1万7309平方メートルとなり、1,692平方メートル強化されております。人員で7,803人から、8,649人となり、846人分強化されております。

福祉避難所の追加につきましては、今年の1月28日に、福祉避難所として協定を締結した、社会福祉法人霞会特別養護老人ホームふるさとを追加しており、収容能力も24人分増えて181人となっております。

事後の予定であります。明日の全員協議会で報告をしまして、7月31日に予定しております防災会議を開催して、議決していただく方向に進めたいと思います。

なお、紙の資料につきましては、防災会議で議決をいただき、改定された地域防災計画が発行された後配布したいと考えております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
ご質問等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ここで、議事進行を副委員長と交代させていただきます。

<委員長交代>

○川村成二委員

本部組織の改正案で、災害対策本部事務局を新たに設けたわけですが、それを設ける理由というのは、現状何か不具合等があったことを改善するために設けることになったのでしょうか。

○企画監（大和田 浩君）

現在の組織につきましても、災害対策部というのがありますが、他の市町村とか県とかの組織を参考にして、災害対策本部の動きをフォローするスタッフが必要ということで、今回事務局という形でつけさせていただきました。これまで事務局として動いておりましたのが、総務部の危機管理担当の人たち数人で、全ての情報収集とかやりとりをしていたというところもありましたので、ここは事務局という形で、災害対策本部の運営から情報収集などについて、本部員たちをフォローする人間として、事務局という形で立ち上げております。

○川村成二委員

組織の次のページにあります事務分掌を見たときに、災害対策本部事務局で事務局長たるリーダーをつかさどる人が明確になっていないのですが、これで事務局の運営というのは、誰が統括するのでしょうか。

○企画監（大和田 浩君）

本部事務局を統括する人につきましては、この責任者等の改正案の1番、総務部長は災害対策本部事務局の各班の指揮統制を行うものとするということで、事務局の責任者につきましては、総務部長となります。事務局の中で2つ分けられていて、本部事務局班と危機管理班と分かれています。そこは本部事務局班につきましては総務課長、危機管理につきましては自分が当たることとなります。

○川村成二委員

災害対策本部事務局の中に、総務部というのはなくて、要は総務部長というのがないんです。なくて、総務部長が任務に当たるというのはおかしくないですか。総務部として別に枠があるわけですよ。それからすると、本部事務局の扱いは、指揮命令権を取る人がここに明確になっていないという気がしたのでお伺いしたのですが、いかがですか。

○企画監（大和田 浩君）

第2編風水害対策、第2章、第1節組織計画、4項その他（1）に、総務部長は災害対策本部事務局の各班の指揮統制を行うものとする記述してあります。

○宮嶋 謙副委員長

暫時休憩いたします。 [午前11時23分]

○宮嶋 謙副委員長

会議を再開いたします。 [午前11時26分]

○企画監（大和田 浩君）

事務分掌につきましては、内容確認して精査します。

○宮嶋 謙副委員長

委員長を交代します。

<委員長交代>

○川村成二委員長

委員長職に戻ります。

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いします。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午前11時27分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前11時28分]

次に、(4) 令和元年災害概況についてを議題といたします。

それでは説明を求めます。

○消防長（片岡 修君）

平成31年、令和元年災害概況の説明を通しまして、火災、救急の現状やドクターカー、ドクターヘリの運用、さらには、PA連携の対応など、限られた時間ではありますが、消防業務について少しでもご理解を深めていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、今年に関しましては、令和2年3月に新型コロナウイルス感染症に関わる消防本部業務継続計画、令和2年4月に消防本部感染防止対策要領を策定したところであります。

災害概況及び新型コロナウイルス感染症の対応の説明につきまして、警防課長の島田よりご説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○警防課長（島田 繁君）

平成31年、令和元年災害概況についてご説明いたします。

統計は暦年で、1月から12月の集計となっております。平成31年集計としてご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

最初に、1の火災についてご説明いたします。

火災とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、または放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設またはこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、または人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいいます。

過去3年間の火災発生件数は、下記のグラフのとおりとなっております。

平成31年中の出火件数は21件で、前年に比較して1件の減でした。

令和2年は、本日までに16件の火災が発生しております。

(1) アの火災種別ですけれども、火災種別ごとの件数は、建物火災が最も多く13件と高い比率を占めています。次いで、その他の火災（枯草、ごみ、衣服等）が4件、林野火災1件、車両火災3件

となっています。

令和2年本日までの16件の火災種別ですが、建物火災2件、車両火災4件、その他の火災10件となっております。

(1) イの火災の季節的な発生状況ですが、1月から3月に7件、4月から6月に6件、7月から9月に5件、10月から12月に3件となっております。火災発生は、火気使用頻度の多い冬から春先にかけて多く、高温、多湿の夏季は火災が少ないのが例年の状況であります。平成31年度中は1年間を通して火災が発生していません。

2ページをご覧ください。

ウの出火原因ですが、平成31年全国の総出火件数は3万7538件で、原因が判定できている出火原因で多い順では、たばこ3,557件で9.5%、たき火2,911件で7.8%、こんろ2,890件で7.7%、放火2,719件で7.2%、放火の疑い1,787件で4.8%の順になっています。

かすみがうら市で出火原因の多いものから、不明が9件、放火が3件という順となっております。続きまして、2の救急に関しましてご説明いたします。

救急業務は、昭和38年に市町村の消防機関の事務として法制化され、平成3年8月には、プレホスピタル・ケア充実のため、救急隊員の行う救急処置の範囲が拡大されるとともに、高度な応急処置を行う救急救命士の制度が設けられました。平成15年4月から、救急救命士が行う処置は順次拡大され、救命率の向上を目指した救急業務の高度化が推進されています。

(1) の救急出場件数についてですが、過去3年間におけるかすみがうら市内の救急出場件数の推移は、グラフのとおりとなっております。平成31年における市内の救急業務実施状況ですが、救急出場件数は前年より58件減少し1,869件、搬送人員は前年より101人減少し1,740人となっております。1日平均5.1件の割合で救急隊が出場したことになります。減少の理由としましては、前年7月の平均気温が4度低く、熱中症の搬送件数が10件減少、38件となっております。疾病の悪化減少などが考えられます。また、市内の交通事故による救急要請件数が61件、前年より減少していることが挙げられると思います。

3ページをご覧ください。

(2) の救急種別出場件数につきましては、円グラフのとおりとなっており、急病が約7割を占めており、次いで一般負傷、交通事故となっております。

(3) ドクターカー・ドクターヘリの運用状況についてご説明いたします。

平成31年ドクターヘリ・ドクターカーの運用推移はグラフのとおりとなっております。

平成31年茨城県ドクターヘリの出場件数は8件、土浦協同病院ドクターカーの出場は53件でした。

4ページをご覧ください。

(4) 医療機関搬送人員についてご説明いたします。

土浦協同病院が1,019人と最も多く58%を占めており、次いで神立病院が279人で16%となっております。

市町村別医療機関搬送状況につきましては、前年同様土浦市内の医療機関が84%とほとんどを占めている状況です。

3、救助についてご説明いたします。

平成31年中の救助出場ですが、5ページをご覧ください。

過去3年間の救助出場件数は、グラフのとおりとなっております。

出場件数は21件で、前年より7件の減となっております。活動件数は19件、救出した人員は15

人でした。

4、その他の出場、P A連携についてご説明いたします。

ポンプ車と救急車が同時に出場し、傷病者の搬送や救命処置を迅速かつ確実に行うため、救急隊のみでは対応が困難な事態に備える場合や、要請の内容から必要と認められる場合にP A連携として救急活動を行うものです。

過去3年間のP A連携の出場は、グラフのとおりとなっております。平成31年の出場件数は491件で、前年に比べ6件の減となっております。

救急車と消防車が一緒に救急現場に行く場合がありますが、傷病者の救命、症状の悪化防止、苦痛の軽減や安全確実に早期搬送するよう努めてまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

以上で、令和元年、平成31年の災害概況の説明を終わります。

続きまして、6ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に伴う当市消防本部としての対応をご説明いたします。

消防本部としまして、令和2年3月に新型コロナウイルス感染症に係る消防本部業務継続計画を策定、令和2年4月にかすみがうら市消防本部感染防止対策要領を改正し、職員に周知し業務を行っております。特に救急業務は、普段から感染防止対策に十分注意し活動しております。

かすみがうら市では、新型コロナウイルス感染症患者の発症者はいないものの、令和2年1月1日から6月30日までに816件の救急出場があり、新型コロナウイルス感染症を疑う傷病者41名を搬送しております。その中で2名の方がPCR検査を実施し、いずれも陰性判定となっております。発熱や呼吸苦症状などがあり、感染の疑いを持った場合は、土浦保健所に連絡し、指示をいただいております。全事例通常救急搬送となっております。感染疑いで搬送した場合は、感染拡大防止のため、使用した感染防護服やマスクを処分し、救急車内にて資器材等を消毒しております。

今後の消防本部の対応としまして、茨城県のコロナ対策指針では6月8日にステージ1に緩和されましたが、7月3日に改正され、ステージ2となっております。また、全国を対象に、県をまたぐ移動の自粛が解消された現在でも、県外では感染者が増加していることを考慮すると、どこで感染するか分からない状況であり、消防本部の対策を緩和することなく、今までどおり継続する必要性を感じております。市民の皆様の安全・安心な生活を守るため、全職員一丸となって取り組み、信頼されるかすみがうら市消防本部とするため、全力を投入してまいりたいと思います。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

○櫻井健一委員

火災の原因の第2位になっているコンロですけれども、これは家庭用コンロか業務用コンロかという割合は分かりますでしょうか。

○警防課長（島田 繁君）

コンロというだけで、家庭用とか業務用とかというのは説明できません。

○宮嶋 謙委員

かすみがうら市の出火原因についてですが、平成31年が総数21件で、同年の出火原因かと思いますが、不明が9件、放火が3件とありました。これはほかの原因は何ですか。分かれば。

○警防課長（島田 繁君）

下草の焼却をしていて燃えたこと、ペレットの過熱、野焼きの拡大、使用方法の不適ということで、火器を使用する際の不適切な使用方法があったという原因。また、車とかの衝突による原因で火災が発生する。あとはたき火の放置や墜落、スプレー缶の爆発、ガソリンに引火したというような事例があります。

○宮嶋 謙委員

特に建物火災について、被害がどれくらいあったのか。全焼だとかいろいろあると思うのですが、その辺のことは分かりますか。

○警防課長（島田 繁君）

統計を今、持ち合わせてはいませんで、具体的にはお答えすることはできません。

○宮嶋 謙委員

要するに、お伺いしたいのは、一報入って間に合っているのかどうかということが知りたいです。それと合わせて、消防団の出動というのはどういう状況だか分かりますでしょうか。

○警防課長（島田 繁君）

消防団の出動に関しましては、いばらき消防指令センターから、火災があった場合にはメールが配信され、各分団員の方に通知が流れるような仕組みになっておりまして、現場が地図で分かるようになりますので、それでお出向していただいている状況になっております。

あとは、建物火災になりますと、防災無線の使用があります。

○宮嶋 謙委員

これは、火災の種類とか規模によって、招集がかかる団が変わってくるのか、そんな仕組みになっているのでしょうか。

○警防課長（島田 繁君）

もちろん、こちらの判断で協力いただきたいということであれば要請も可能になります。

○宮嶋 謙委員

現実に運用はどうですか。現実にどの消防団に来てもらえるのかとか、その辺のコントロールみたいなのは、どういう仕組みで運用されているのですか。

○警防課長（島田 繁君）

地元災害の管轄する消防団を最初に要請する形を取っております。

○宮嶋 謙委員

これは、ある方からのご提案をいただいた件ですが、消防団員の高齢化とか、団員不足の問題に絡んで、なかなか出動に支障が出ている。もう一方で、消防団員で市の職員が結構多いというような状況があるので、千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎に1台ずつ消防車を置いて、いざというときは、その分団の垣根を取っ払った特別班的な職員の1台をそれぞれ出動できるようにすれば、とにかくすぐに駆けつけられるのではないかと。その効果は大きいのではないかとという声はあったんです。今後、そんなことも検討されてはどうかかなと思ったのですが、いかがでしょう。

○消防長（片岡 修君）

ただいまのご質問ですが、例えば市役所の職員の方、ちょっと正確な人員は把握できていないですが、たまたまそこにいる人員で、その車両が運用できれば結構ですが、たまたまその職員が休みだったりということになれば、その車両が無駄ではないけれども、おろそかになる部分が出てくると思います。そのほかに、例えば地元、霞ヶ浦地区ですと、日立建機があります。日立建機の消防隊と各企

業にある消防隊が、事前に協力をしていただけるという形になっております。消防団の方は、全部が全部ではないのですが、ほとんど自営の方が多く、駆けつけていただけるというのが私たちの考えでございます。島田課長から説明があったように、どこどこに出動してくださいと言う前に、消防団の方は物すごく協力的ですので、事前に駆けつけて協力していただいているという状況でございます。

○宮嶋 謙委員

ですが、とにかく自営業で仕事を抱えてやっている人と比べて、ここの庁舎で事務を取っている人とどっちが早く動けるかと思ったら、ここに居る人が早く動けるのではないですか。それぞれ何人も居るわけだから。そういう人たちで、普段は休みの日は地元の消防団員に居るかもしれないけれども、出勤中は特別消防団的なものを庁舎ごとに編成して、出動できるようにすることがいいのではないですかという質問をしている。それで、間に合っているから必要ないということだったらそれでもいいです。いかがでしょうか。

○消防長（片岡 修君）

委員のご質問ですが、例えば消防車というのは、今、ほとんど中型免許が必要となってくる状況でございます。その辺は精査をしまして、例えば市の職員で、消防団に加入している職員がご協力できるのであれば、(案)として考えていきたいと思っております。

○川村成二委員長

ここで、議事進行を副委員長と交代させていただきます。

<委員長交代>

○川村成二委員

令和元年の災害状況を見ると、若干でありますけれども、全体的に改善されてきているということで、喜ばしいことだとは思いますが、令和2年になって、新型コロナウイルス感染症の対応があるということで大変な状況にあるというのは変わりないと思うのですが、説明がありました中で、新型コロナウイルス感染症の疑い傷病者41名を搬送し、その中で2名の方がPCR検査を実施したということですが、そのときの消防隊は、何名の方がPCR検査等の対象者になったのでしょうか。実際に消防隊でPCR検査の実施をした経過等はございますか。

○警防課長（島田 繁君）

救急隊は、活動時に感染防止服等で感染防護対策をして活動を行っておりますので、濃厚接触者には当たらないという国の判断がきておりますので、救急隊が疑いの搬送をしたところでは、検査対象にはならない状況になっております。これが確実にPCR検査の陽性の方を搬送した場合には、保健所の指導をいただいて対応してまいります。

○宮嶋 謙副委員長

委員長を交代します。

<委員長交代>

○川村成二委員長

委員長職に戻ります。

○来栖丈治委員

令和元年の災害状況について、8月25日に起きた国道354号での交通事故の1人見落としとということがありましたが、その対処、対応の顛末というか、そういうところの報告はあげられないですか。よろしくお願ひします。

○警防課長（島田 繁君）

昨年の8月25日には、当市本部の活動によって、1名の方が発見されずにご迷惑をおかけしたということがありまして、当市本部としまして、対策委員会を立ち上げ、全職員で話し合い、今後どうしていくかという場を設けました。今後の対策として、まずは訓練、若い職員も増えてきておりますので、自分たちの持っている消防の資器材を十分に発揮して、そういったことがないように、皆で注意するように訓練を計画し、若い人たちを育てていこうという計画をしております。

○来栖丈治委員

お答えありがとうございました。

被害を受けたご家族は、行方市の方でしたか。そこの和解というのは特に問題なく完了しているのかどうかお聞きします。

○消防長（片岡 修君）

その時に亡くなられたご家族が東京都に住んでいまして、その後、元消防長と現消防総務課長、消防総務課長補佐3名で、東京の自宅へ行ってお話をさせていただきました。その後、消防に対して苦情等はございません。

○櫻井健一委員

関連ですが、当初その見落としの対策として、熱感知のセンサーなんかを導入するということが、実際に訓練などで、それを車に当てたりとかということは、実際に行っているのでしょうか。

○警防課長（島田 繁君）

救助隊がメインで資器材を救助工作車に積載しておりますので、取り扱いはもちろん、訓練で使うようなことを計画していく。車両を使つての救助訓練は、昨年、事件が起きてから、廃車車両を使いまして2回訓練を行いました。今年も既に1回訓練をしております。2回目の訓練をする予定になっておりますので、まずは目視で検索を行いまして、機械を使用するの検索も今後訓練をしていきたいと思っております。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午前11時54分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前11時55分]

○宮嶋 謙委員

たしか、救出のためのマニュアルを整備するというお話があったかと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○警防課長（島田 繁君）

交通事故に関するマニュアル、救助マニュアルも作成しております。

熱画像につきましては、心肺停止になってしまっているような場合ですと、なかなか検出されないという状況も考えられますので、そういったものを含めて最適な訓練を実施しています。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

これで、執行部の方には退席をお願いいたします。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午前11時57分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前11時57分]

以上で、本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ここで、お諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で、本日の総務委員会を散会いたします。

長時間にわたり、ご苦労さまでした。

散 会 午前11時58分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

総務委員会委員長 川 村 成 二